

『下土棚遊水地上部利用計画 アドバイザー会議』傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、下土棚遊水地上部利用計画アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴に関する手続き等）

第2条 傍聴希望者はアドバイザー会議の開催当日、会場入口に設営された受付場所に、開催の30分前に集合するものとする。

2 傍聴者の定員は10人以内とし、定員を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

3 前項で傍聴者を決定した後に、傍聴の申し出があった場合には、傍聴申出者を、先着順により定員の範囲内で、傍聴者として決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第3条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第5条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第6条 委員長は、アドバイザー会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長がアドバイザー会議に諮って定める。

（附 則）

この要領は、平成25年2月27日から施行する。